

令和5年度

農業委員会事務報告



▲農業委員・最適化推進委員による地域計画策定に伴う現況地図確認の様子

農 業 委 員 会

農業委員会関係

1. 総 論

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）」に基づき設置される行政委員会であり、農地法その他の法令により定められた業務を執行する。平成28年4月1日に施行された「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」により農業委員会法も改正され、これまで任意業務とされていた「農地等の利用の最適化の推進」、すなわち、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進が農業委員会の必須業務とされた。

本村においても農業所得の減少、農業担い手の高齢化が進む中、遊休農地の増加や担い手不足が懸念されている。農業の持続的な発展を通じ、食料の安定供給の確保や国土の保全を図り農村の振興を推進していくためには、農地利用の集積などの農地対策及び農業に意欲と能力のある人材の確保・育成に更に努めていく必要がある。

また、農地法等の許可や意見などの決定権を持つ農業委員と、現場活動を主とする農地利用最適化推進委員の連携により、農地等の利用の最適化の推進に向けて、より地域農業に密接した活動が求められており、それに応える実績を積み上げていかなければならない。

さらに、令和5年4月1日に改正基盤法等が施行され「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されることにより、地域計画における目標地図の素案作成を担うこととなった。地域の農地に対する機能と役割の強化や多様な農業の担い手を地域内外から取り込むための農地法第3条の下限面積要件の撤廃等が実施され、農業委員会においても更なる農地利用最適化の取り組みを進めている。

本年度は、農業委員、農地利用最適化推進委員の改選が行われ、新たな委員体制での活動となったが、農地関係許可申請に対する許可事務、農業経営基盤強化促進法に基づく土地流動化の推進、優良農地の確保と農地の無断転用を図るための利用状況調査（農地パトロール）、口頭契約解消に向けた農地中間管理事業等の利用推進活動などを行った。

2. 農業委員会活動

(1) 委員会の構成

農業委員 8名（うち、認定農業者3名 女性1名）
 農地利用最適化推進委員 7名（うち、認定農業者1名 女性0名）
 合計 15名

農業委員・農地利用最適化推進委員名簿

（任期：令和5年7月20日～令和8年7月19日）

議席	職名	氏名	担当区域	農地利用最適化実践チーム
1	会長	白川 正博	1～3区	万江地区
2	会長職務代理者	西川 正晴	6～7区	山田A地区
3	農業委員	森田 成孝	10～12区	山田B地区（リーダー）
4	農業委員	吉川 浩	4～5区	山田A地区（サブリーダー）
5	農業委員	山田 明見	川辺川造成区	山田B地区（サブリーダー）
6	農業委員	簗田 和広	8～9区	万江地区
7	農業委員	松本 聖司	13～16区	万江地区（リーダー）
8	農業委員	湊田 和代	中立委員	山田A地区
職名		氏名	担当区域	農地利用最適化実践チーム
農地利用最適化推進委員		平山 春己	1～3区	山田A地区
農地利用最適化推進委員		蕨野 正信	4～7区	山田A地区（リーダー）
農地利用最適化推進委員		犬童 泰輔	8～9区	山田B地区
農地利用最適化推進委員		下拂 勝	10～12区	山田B地区
農地利用最適化推進委員		寶代 誠志	13～14区	万江地区（サブリーダー）
農地利用最適化推進委員		松岡 信行	15～16区	万江地区
農地利用最適化推進委員		田上 喜三郎	川辺川造成区	山田B地区

(2) 定例総会

開催回数 12回（毎月1回）

内 容 農地法に基づく許可申請、意見決定等 ※内訳は下記の通り

許可条項	地目	筆数	面積 (㎡)	内 訳			
				種 別	件数	筆数	面積 (㎡)
農地法 第3条	田	7	1,466	所有権移転	2	3	305
				賃借権設定	0	0	0
				使用貸借権設定	0	0	0
				贈与	4	4	1,161
	畑	13	9,899	所有権移転	1	9	5,252
				賃借権設定	0	0	0
				使用貸借権設定	0	0	0
				贈与	3	4	4,647
	小計	20	11,365		10	20	11,365
農地法 第4条	田	0	0		0	0	0
	畑	0	0		0	0	0
	小計	0	0		0	0	0
農地法 第5条	田	0	0	個人住宅	0	0	0
				その他（駐車場等）	0	0	0
	畑	2	835	個人住宅	2	2	835
				その他（資材置場）	0	0	0
	小計	2	835		2	2	835
基盤強化	田	47	64,004	賃借権設定	25	37	58,090
				使用貸借権設定	4	10	5,914
				所有権移転	0	0	0
	畑	125	153,529	賃借権設定	33	90	135,059
				使用貸借権設定	10	35	18,470
				所有権移転	0	0	0
	小計	172	217,533		72	172	217,533
農地法 第18条	田	14	17,196		7	14	17,196
	畑	31	60,719		6	31	60,719
	小計	45	77,915		13	45	77,915
非農地 証 明	田	1	196		1	1	196
	畑	2	926		2	2	926
	小計	3	1,122		3	3	1,122
総 計		242	308,770		100	242	308,770

2. 農業者年金事業

新制度は、加入者数や受給者数といった基礎率に左右されない積立方式（任意加入）となり、農業上の要件を満たせば誰でも加入できる。また将来の年金受給に当たっては、納めた保険料と運用益を年金原資とし、一定の年齢に達した時に受けとることになる。さらに、認定農業者や青色申告者等の意欲ある担い手に対しては、これも一定の要件はあるが国の保険料助成（政策支援）がある。家族経営協定を活用した後継者・配偶者の政策支援加入を推進する。

◎令和5年度の申請・届出件数

申請・届出の区分	件数	説明
裁定請求	2件	経営移譲年金裁定請求 0件
		農業者老齢年金裁定請求 2件
		特例脱退一時金裁定請求 0件
		脱退一時金裁定請求 0件
		死亡一時金裁定請求 0件
死亡喪失	3件	受給権者死亡届 3件 (未支給年金請求)
返還	0件	加算対象農地返還届 0件
処分	2件	特定対象農地処分届 2件
		加算対象農地処分 0件
届出	0件	処分対象農地除外届出 0件
加入	0件	任意加入資格取得 0件
申出書	0件	期間該当 0件
		資格喪失 0件
取得	0件	資格取得 0件
		高齢継続 0件
諸届出	0件	証書紛失届 0件
現況届	35件	新旧老齢・特別老齢年金分 18件
		経営移譲・特例付加年金分 17件

3. 農作業標準賃金の決定

人夫賃金や機械の借料等について、下球磨地域農業振興協議会において検討が行われた。提示された標準金額をもとに令和6年3月臨時総会においてに本村における金額の見直し及び承認を行い、村内全戸にチラシによる周知を行った。

4. 実勢借地料の情報

農地法第52条の規定に基づき、農業委員会で設定した地域ごとの実勢借地料の平均値、最高値、最低値を公表することとなっている。令和5年（令和5年1月1日～令和5年12月31日）においては、次の通りである。

※物納契約分は玄米の現金換算時の金額で計上。

◎実勢借地料

【田（水稻の部）10a 当たり】

地区	平均額	最高額	最低額	データー数
山田地区	13,634 円	27,363 円	8,879 円	26
万江地区	11,785 円	16,224 円	10,000 円	7

【畑（粟の部）10a 当たり】

地区	平均額	最高額	最低額	データー数
山田地区	5,455 円	7,838 円	2,674 円	26
万江地区	— 円	— 円	— 円	—

【畑（普通畑の部）10a 当たり（山田地区）】

平均額	最高額	最低額	データー数
5,724 円	9,000 円	3,766 円	42

5. 村内における耕地面積

◎令和6年3月末現在

(㎡)

所在地	田	畑	計
山 田	2,928 筆／ 2,159,349 ㎡	5,839 筆／ 4,051,997 ㎡	8,767 筆／ 6,211,346 ㎡
万 江	569 筆／ 319,737 ㎡	1,219 筆／ 768,616 ㎡	1,788 筆／ 1,088,353 ㎡
合 計	3,497 筆／ 2,479,086 ㎡	7,058 筆／ 4,820,613 ㎡	10,555 筆／ 7,299,699 ㎡

※農家台帳システムより抽出

6. 業務委託関係

業務委託名	金額	内容
農地台帳システム保守	330,000 円 (税込)	農家台帳システムの使用に関するサポート 及び照合処理業務
令和5年度地域計画策 定に伴う現況地図作成	792,000 円 (税込)	計画・準備 現況地図作成、成果とりまとめ

